

# 衆議院法務委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 4 月 20 日（火）、第 15 回の委員会が開かれました。

## 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・上川法務大臣、近藤内閣法制局長官、一宮人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）稲富修二君（立民）、階猛君（立民）、池田真紀君（立民）、藤野保史君（共産）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 稲富修二君（立民）

黒川元東京高等検察庁検事長の略式起訴の方針に関する報道の情報源

ア 検察からの情報開示が国会と報道機関とで異なり二重基準になっているのではないかとの指摘に対する法務大臣の見解

イ 刑事訴訟法第 47 条の「公にしてはならない」に口頭による場合が含まれるか否か及び同条ただし書の「公益上の必要その他の事由」に報道の自由が含まれるか否かの確認

ウ 報道機関の報道の自由が原則として同条ただし書の「公益上の必要その他の事由」に当たらないことの確認

エ 刑事訴訟法第 47 条の趣旨に違反した場合に問われる罪

オ 検察官が記者とマー جانをする中で検察官しか知りえない情報を口頭で伝えることが、国家公務員法第 100 条に違反するか否かの確認

カ 黒川氏が略式起訴になることについて法務・検察から報道機関に対し情報漏えいがあったか否かの確認

キ 口頭においても上記カの情報漏えいがあったことの確認

ク 法務省が提出した『「黒川元検事長の略式起訴に係るリーク記事の情報源に関する調査結果」について』及び「黒川元検事長の賭け麻雀に関する調査と 3 月 13 日の黒川元検事長関連報道に関して」の資料が法務大臣の決裁を受けたものであることの確認

ケ 報道機関による略式起訴に係る記事が情報漏えいがあったと疑わせるに十分な確たる証拠であるとの考えに対する法務大臣の見解

コ 黒川氏の略式起訴の記事の内容が事件関係者への取材等により記事にできる内容であるか否かの確認

サ 黒川氏が事件関係者であることにより報道機関において略式起訴となることが分かったのか否かの確認

シ 略式起訴となることについて、検察又は被疑者本人以外の者が知り得る可能性

ス 事件の起訴、不起訴の判断が検察及び法務省内で共有されることの確認

セ 事件の起訴、不起訴の判断が共有される範囲

ソ 黒川氏について不起訴から一転して略式起訴となった理由及び判断が変わった理由

タ 黒川氏の事件に係る一連の対応が常識から乖離しているとの考えに対する法務大臣の見解

### 階猛君（立民）

（1） 黒川元東京高等検察庁検事長の略式起訴の方針に関する報道の情報源

ア 情報漏えいの可能性についての内部調査

a 検察官の行う処分に関する情報漏えいがあった場合、国家公務員法第 82 条第 1 項第 1 号に違反し、懲戒処分の対象となることの確認

b 本件について情報漏えいがあったならば国家公務員法上の懲戒事由に該当する可能性があるに

- もかかわらず、内部調査を行わない理由
- c 黒川元検事長の賭けマージャンについては調査した理由
  - d 法務・検察とマスコミの癒着が疑われている中で起こった情報漏えいの疑いについて、法務大臣が法務省に対して内部調査の指示を行う必要性
- イ 国会が国政調査権の行使として本件についての調査を行う場合の法務省の協力の有無
- ウ 国政調査権と検察権の関係
- a 国政調査に当たり検察権の独立を損なわない方法を判断する基準や主体についての内閣法制局長官の見解
  - b 検察権の独立を損なうか否かを法務省が自由裁量で判断することの妥当性についての内閣法制局長官の見解
  - c 捜査が終了した事案について調査を行うことが検察権の独立を損なうか否かについての法制局長官の見解
  - d 検察の情報管理体制を監視する目的で情報漏えいの有無を国会が調査することが、検察権の独立を損なうか否かについての法務大臣の見解
- エ 刑事確定訴訟記録法に基づき公開することができるものとなっている黒川氏の事件に関する刑事訴訟記録の国会への提出の要請に対する法務大臣の見解
- オ 検察権の独立を理由として国政調査を拒否せずに誠実に応じる必要性
- (2) 検察官の勤務延長
- ア 昨年の検察官の勤務延長の解釈変更について、今国会の検察庁法の改正では勤務延長規定の適用がなくなったことにより、この解釈変更はなかったことにする旨の法務省から人事院に対する相談の有無
  - イ 今国会の検察庁法改正案の方針についての法務省から人事院への説明の内容
  - ウ 検察官は勤務延長や役降り特例はできなくなるとの法務省の説明に対する人事院の対応
  - エ 勤務延長規定の適用がない前提で作成していた検察庁法改正案を提出せず、勤務延長の解釈変更を維持したままその適用はないこととした理由
  - オ 検察官の勤務延長についての解釈変更が維持されていることの確認
  - カ 検察官の勤務延長についての解釈変更を維持する理由
  - キ 検察官の勤務延長の必要があるとしているにもかかわらず、今回の検察庁法改正案で勤務延長規定を適用除外することとした趣旨
  - ク 今回の検察庁法改正案で勤務延長を適用しないとした理由が、国民の批判があったからやむを得なかったというものであるのかの確認
  - ケ 黒川元検事長以外には使われていない勤務延長の解釈変更をなかったことにすべきとの意見に対する法務大臣の見解
- (3) 新型コロナウイルス変異株の水際対策
- ア 変異株の水際対策が機能せず、感染拡大していることについての法務大臣の分析・評価
  - イ 入国者に対する14日間の自宅待機が遵守されるよう担保するために行った取組
- (4) 本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
- ア 未だに死因が判明していない理由
  - イ 本年1月くらいから当該女性の健康状態が悪化していたのに放置し、点滴の要望にも応じなかったことを法務大臣が把握しているか否かの確認

**池田真紀君（立民）**

本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

- ア 名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査状況（中間報告）
  - a 中間報告を受けて法務大臣から出した指示の有無及び内容

- b 最終報告に向けた事実確認及び改善策の検討に関する法務大臣としての指示の具体的な内容
- イ 中間報告に記載された死亡までの状況
  - a 令和2年8月20日の入国警備官による違反調査の際におけるDV事案としての特別な対応の有無
  - b aの違反調査の際の通訳人の有無
  - c スリランカ人女性を臨時運行の帰国便により帰国させることを検討した際の「手続上調整を要する事項」の内容
  - d 死亡時の体重
  - e 体調等に関する以外の記録の有無
  - f 1月28日夜に移室された「単独室」の性質
  - g 「単独室」内の監視モニターの外部委託の有無
  - h 監視モニターで確認されたスリランカ人女性のビデオについて当委員会への提出の可否
  - i スリランカ人女性のバイタルチェックに係る看護師等医療関係者の関与の有無
  - j 中間報告中の「例えば、病気になることにより仮放免をしてもらいたいとの思いが作用するなど」との記述における「例えば、」という文言を診察した医師が述べたか職員が記載したかの確認
  - k 死亡前日及び当日にスリランカ人女性の介助を行った看守4名それぞれの役割
  - l 現時点で交付されているスリランカ人女性の死亡に関する死亡診断書又は死体検案書の存在
  - m 医師法第21条に基づく所轄警察署への届出の有無
  - n 死亡するまでの過程に関する分析・評価の有無
- ウ 死亡するまで我が国に所在する親族の有無が調査されていなかった理由
- エ 当該死亡事案に関する最終報告のとりまとめ予定時期

#### 藤野保史君（共産）

本年3月に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案

- ア スリランカ人女性が死亡した3月6日の午前中、血圧及び脈拍が測定不能なほど下がっていたにもかかわらず、外部の医師に連絡する等の措置を執らなかった理由
- イ 令和元年6月に大村入国管理センターで発生した死亡事案を受けて発出された通達において、被收容者の体調が悪化し、速やかに医療上の措置を要すると認める際は、直ちに救急車の出動を要請し、又は外部病院で診療を受けさせる旨を明記しているにもかかわらず、本事案においては、いずれの措置も執られなかった理由についての法務大臣の見解
- ウ スリランカ人女性の体重減少が著しく要注意との認識があったにもかかわらず、点滴や栄養剤ではなく、補助的なものに過ぎない経口補水液の投与を続けた理由
- エ 2月22日から3月4日の間、スリランカ人女性が深刻な体調不良を訴え続けていたにもかかわらず、「令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査状況」（中間報告）では改善の傾向にあると評価した理由
- オ スリランカ人女性の体調不良の訴えを「病気になることにより仮放免をしてもらいたいとの思い」によるものとした医師の診断結果を同報告に記載したことは、事実の歪曲であるとの指摘に対する法務大臣の見解
- カ スリランカ人女性が病気を必ず治す旨の決意を支援者に対する手紙の中で述べているにもかかわらず、同報告で病院に行くのを頑なに拒否したと記載していることは、事実の歪曲であるとの指摘に対する法務大臣の見解
- キ 今回の入管法改正案の審議を行うためには、現行の仮放免制度の運用方針の開示が不可欠との考えに対する法務大臣の見解
- ク 本件死亡事案と今回の入管法改正案は密接に関連しているとの認識を法務大臣が有しているかの確認

高井崇志君（国民）

- (1) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
- ア 金融庁が策定に関わった同特則により、債務者の更生を図るためにその手元に一定の金額を残すこと及びいわゆるゼロ弁済することの可否
  - イ 一部の債権者が同特則を守っていない事例が生じていることを踏まえ、金融庁が、同特則の周知徹底を図り、フォローアップしていく必要性
- (2) 黒川元東京高等検察庁検事長の略式起訴の方針に関する報道の情報源
- ア 黒川元検事長の件の取材に際し、公務員が取材者に対し職務上知っていることを首肯した場合、情報漏えいしたことになるのか否かの確認
  - イ 3月13日の黒川元検事長に関する報道で情報漏えいがあったのではないかとの質問に対し、調査しない理由を述べた中の「事件関係者への取材により記事にできる内容でもある」との答弁における「事件関係者」の具体的な内容
  - ウ 被疑者若しくはその周りの人又は一般市民からの情報漏えいの可能性を前提にするのではなく、法務省から漏れた可能性を前提に調査をする必要性

2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）

- ・上川法務大臣から趣旨の説明を聴取しました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。